

# 広報こうさ 号外 第2報

令和7年9月16日（火）発行  
発行：甲佐町  
TEL 096-234-1111（代表）



町公式HP

## 8月豪雨による災害に関する支援制度 のお知らせ（第1報からの続報）

8月22日（金）発行の『広報こうさ号外』第1報では、8月豪雨で被災された方へ急ぎお知らせすべき生活再建支援制度をまとめ発行しました。

第2報では、新たに追加した制度や第1報から変更になった制度について集約しています。

### り災証明書の申請はお済みですか？ ▶町税務課 ☎096-234-1112

「り災証明書」は、今回の豪雨により居住する家屋等に被害を受けたことを、町が証明するものです。

この「り災証明書」は、住宅の応急修理などの各種被災者支援策を受ける際に必要となります。

制度によっては、り災証明書の交付がないと対象とならない場合もありますので、まだ交付されていない方は申請を行ってください。

詳しくは、本号10ページをご覧ください。町税務課にお問い合わせください。

#### ▶受付場所

町税務課 ☎096-234-1112

#### ▶受付日時

平日の午前9時～午前11時30分  
午後1時30分～午後5時

### 【！重要！】被災者の皆様へ

災害関係の支援を受けるためには、「り災証明書」が必要です。

また、被災した住家の被災状況が分かる写真は必ず保管しておいてください。

### 災害支援制度総合案内窓口

8月豪雨で被災された方の今後の生活再建に向けた総合案内窓口を設置しています。

#### ▶受付日

9月30日（火）まで（土日、祝日を除きます）  
※10月1日（水）からは、町住民生活課総合窓口でご案内します。

#### ▶受付時間

午前9時～11時30分、午後1時30分～午後5時

#### ▶場所

町生涯学習センター（町役場内）  
ギャラリーモール内相談ブース

#### ▶お問い合わせ先

- ・9月30日（火）まで（窓口直通番号）  
☎096-234-1117
- ・10月1日（水）から（町役場代表）  
☎096-234-1111

### 『広報こうさ号外』第2報で掲載している支援制度

#### ● 新たな支援制度

| No. | 支援内容           | ページ |
|-----|----------------|-----|
| 1   | 被災した浄化槽の入れ替え   | 1   |
| 2   | 被災した浄化槽等の土砂の撤去 | 2   |
| 3   | 水道料金の免除        | 3   |
| 4   | 各種証明書等の無料交付    | 4・5 |
| 5   | 被災者生活再建支援金     | 6   |

これらの支援制度は、町公式HPにも掲載していますので、ぜひご確認ください。

町公式HP

「災害支援情報まとめ」ページ▶



#### ● 第1報から内容が追加・変更になる制度

| No. | 支援内容                  | 変更点              | ページ   |
|-----|-----------------------|------------------|-------|
| 6   | 災害ごみ                  | 仮置き場の受付を延長       | 8     |
| 7   | 浸水した家屋の感染症対策（消毒液の配布等） | 支援制度を追加          | 9     |
| 8   | り災証明書の申請              | 受付窓口の変更          | 10    |
| 9   | 住宅応急修理                |                  | 11    |
| 10  | 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）      |                  | 12・13 |
| 11  | 各種相談                  | 悪徳商法への注意喚起を追加    | 14・15 |
| 12  | 災害サポート・レンタカー          | 貸出期間の変更          | 16・17 |
| 13  | 災害ボランティアの派遣と募集        | ボランティアできる方の募集を追加 | 18    |

被災者生活再建にむけた各種支援制度については、次ページ以降をご覧ください。→

# 目次

## 新たな支援制度

広報こうさ号外(第1報)に掲載されていない新たな支援制度です。

| No. | 支援内容                               | こんな方に                           | ページ |
|-----|------------------------------------|---------------------------------|-----|
| 1   | 被災した浄化槽の入れ替え<br>【環境衛生課 234-1169】   | 被災した浄化槽の入れ替え等について一部助成します。       | 1   |
| 2   | 被災した浄化槽等の土砂の撤去<br>【環境衛生課 234-1169】 | 浄化槽や便槽に堆積した土砂の撤去を行います。          | 2   |
| 3   | 水道料金の免除<br>【環境衛生課（水道係） 234-0755】   | 被災された方を対象に水道料金の免除(1 か月分)を行います。  | 3   |
| 4   | 各種証明書等の無料交付<br>【住民生活課 234-1113】    | 各種申請書に添付する証明書などの交付を無料で行います。     | 4.5 |
| 5   | 被災者生活再建支援金<br>【福祉課 234-1114】       | 住宅が全壊するなど被害を受けた世帯に対し支援金が支給されます。 | 6   |

## 広報こうさ号外（第1報）から内容が追加・変更になる制度

広報こうさ号外(第1報)に掲載された内容から変更等がある制度です。

| No. | 支援内容                                                             | 変更点                            | ページ   |
|-----|------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------|
| 6   | 災害ごみ<br>【環境衛生課 234-1169】                                         | <u>仮置き場の受付日を延長しました(追加)</u>     | 8     |
| 7   | 浸水した家屋の感染症対策（消毒液の配布等）<br>【環境衛生課 234-1169、健康推進課 235-8711】         | <u>支援制度を追加しました。</u>            | 9     |
| 8   | り災証明書の申請<br>【税務課 234-1112】                                       | <u>受付場所を変更しました。</u>            | 10    |
| 9   | 住宅応急修理<br>【建設課 234-1183】                                         |                                | 11    |
| 10  | 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）<br>【福祉課 234-1114】                               |                                | 12.13 |
| 11  | 相談（法律等相談、心配ごと相談、消費生活相談、<br>こころの健康相談）<br>【福祉課 234-1114】           | <u>災害に便乗した悪徳業者への注意を追加しました。</u> | 14.15 |
| 12  | 災害サポート・レンタカー「くるま、無料でお貸しします」<br>【(一社) 日本カーシェアリング協会 050-5799-4740】 | <u>貸出期間が変更されました。</u>           | 16.17 |
| 13  | 災害ボランティアの派遣と募集<br>【甲佐町社会福祉協議会 234-1192】                          | <u>ボランティアできる方の募集を追加しました</u>    | 18    |

# 1 被災した浄化槽の入れ替え

担当：環境衛生課 234-1169

令和7年8月豪雨により被災した浄化槽や便槽を、新しい合併処理浄化槽に転換又は入替を行う場合、補助金を交付します。

## 1-1 対象者

- ・甲佐町内に住宅をお持ちの方
- ・甲佐町内に住宅を借りている方で、貸主の承諾を得られている方
- ・合併処理浄化槽を設置する住所地に住民登録がある方
- ・浄化槽法及び建築基準法の規定に基づき合併処理浄化槽を設置する方
- ・本人及び同一世帯員が町税等を滞納していない方

## 1-2 対象となる浄化槽

### 【補助対象】

令和7年8月豪雨により被災した合併処理浄化槽について、合併処理浄化槽の新設及び合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替が補助の対象となります。

### 【補助額】

補助額は合併処理浄化槽の人槽（規模）で設定されています。人槽は日本工業規格により決められており、居住人員＝人槽ではありません。

| 規模   | 基準          | 補助額      |
|------|-------------|----------|
| 5人槽  | 延べ床面積130㎡以下 | 332,000円 |
| 7人槽  | 延べ床面積130㎡超  | 414,000円 |
| 10人槽 | 2世帯住宅       | 548,000円 |

※単独処理浄化槽又は汲み取り式トイレから合併処理浄化槽に転換される場合は、別途補助金の加算があります。

※被災していない通常の合併処理浄化槽の入れ替えは補助の対象となりません。

## 1-3 相談に必要なもの

- ・浄化槽工事を施行する事業者を通じて「浄化槽設置届」及び「補助金申請」などを提出していただきます。まずは、環境衛生課にご相談ください。

## 1-4 相談期間・受付場所・時間

【申込】令和7年9月1日から令和7年12月26日まで ※土日祝日を除く

【場所】環境衛生課（甲佐町大字有安 701）

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分  
（午後）午後1時30分～午後5時00分

## 2 被災した浄化槽等の土砂の撤去

担当：環境衛生課 234-1169

令和 7 年 8 月豪雨により被災した浄化槽や便槽で、内部に堆積した土砂などの撤去を、町内事業者（㈲甲佐衛生社・米村衛生㈲）に委託して実施します。

### 2-1 対象者

甲佐町内の住宅及び店舗等をお持ちの方で、令和 7 年 8 月豪雨により浄化槽や便槽に土砂などが堆積した方

### 2-2 対象となる浄化槽

被災前から使用していた単独浄化槽、合併処理浄化槽及び汲み取り式の便槽で、令和 7 年 8 月豪雨で被災し、内部に土砂などが堆積した浄化槽及び便槽。

#### 【対象とならない浄化槽】

浄化槽の維持管理契約をしている事業者において、通常の契約の範囲内で汲み取り撤去等が可能な浄化槽。

#### 【支援の対象となるかどうかのご相談】

ご自宅又は店舗等の浄化槽の維持管理契約をしている事業者の浄化槽管理士（※）にご相談ください。

（※）町内の浄化槽管理士

㈲甲佐衛生社 096-234-1217

米村衛生㈲ 096-234-0308

### 2-3 提出していただくもの

- ・浄化槽等へ流入土砂の撤去に関する申出書
- ・浄化槽等の被害状況の写真
- ・工事見積書

### 2-4 受付期間・受付場所・時間

【受付】令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日まで ※土日祝日を除く

【場所】環境衛生課（甲佐町大字有安 701）

【時間】（午前）午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分

（午後）午後 1 時 30 分～午後 5 時 00 分

## 3 水道料金の免除

担当：環境衛生課（水道係） 234-0755

令和7年8月豪雨により被災した世帯等の水道料金を免除（1か月分）します。  
全壊、半壊、一部損壊（床上・床下）の方を対象としています。

### 3-1 対象者

①甲佐町上水道に加入している方で、対象の住宅のり災証明書が「全壊」「半壊」「一部損壊（床下、床上）」の判定が出ている世帯。

※被災されていても、「り災証明書」が交付されていない世帯は対象となりませんので、必ずり災証明書の申請を行ってください。

②被災証明書が交付されている町内事業者

※被災されていても、「被災証明書」が交付されていない事業者は対象となりませんので、必ず被災証明書の申請を行ってください。

### 3-2 水道料金の免除の内容

- ① 免除の内容 1か月分の水道料金全額
- ② 対象月 令和7年9月検針の水道料金（10月請求分）
- ③ 対象者 全壊、半壊、一部損壊（床上・床下）  
※「半壊」は、大規模半壊、中規模半壊、準半壊を含みます。

### 3-3 申請

- ・り災証明書を取得の方は申請不要です。  
→ 町において該当する方の水道料金（9月検針分）を全額免除します。
- ・被災証明書を取得の町内事業者については申請が必要です。  
→ 申請書に「被災証明書」と「被災状況の写真」を添付して申請してください。

### 3-4 担当課

【場所】環境衛生課 水道係（甲佐町大字有安 701）

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分  
（午後）午後1時30分～午後5時00分

## 4 各種証明書等の無料交付

担当：住民生活課 234-1113

### 4-1 各種証明書を無料で発行します。

被災された方が、各種支援を受けるために必要な証明書を無料で交付します。

#### 【対象者】

り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」（床上浸水）の方で、町の住民生活課窓口で交付申請をされる方      ※コンビニ交付は対象外

#### 【持参していただくもの】

- ・罹災証明書
- ・身分証明書

顔写真付きは1点（マイナンバーカード、運転免許証、障がい者手帳など）

顔写真なしは2点（健康保険証又は資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険証、年金手帳、年金証書など）

#### 【対象となる各種支援】

- ・応急修理   、   みなし仮設申込   など

#### 【対象となる証明書】

- ・住民票   、   所得証明書   、   資産証明書   など

#### 【無料交付期間】

【期間】令和7年10月30日まで

【場所】住民生活課（甲佐町大字豊内719-4）

【時間】午前8時30分～午後5時15分

### 4-2 マイナンバーカード再発行を無料で行います。

被災された方が、マイナンバーカードの再交付申請をされた場合無料で交付します。

#### 【対象者】

り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」（床上浸水）の方で、町の住民生活課窓口で交付申請をされる方

#### 【持参していただくもの】

- ・罹災証明書
- ・身分証明書

顔写真付きは1点（運転免許証、障がい者手帳など）

顔写真なしは2点（健康保険証又は資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険証、年金手帳、年金証書など）

【無料交付期間】

【期間】 令和7年10月30日まで

【場所】 住民生活課（甲佐町大字豊内 719-4）

【時間】 午前8時30分～午後5時15分

#### 4-3 旅券（パスポート）発行を無料で行います

被災された方が、旅券（パスポート）発行申請を役場窓口で行う場合、無料で交付します。

【対象者】

り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」（床上浸水）の方で、町の住民生活課窓口で交付申請をされる方

※オンライン申請は対象外です。

【持参していただくもの】

- ・罹災証明書

- ・身分証明書

顔写真付きは1点（マイナンバーカード、運転免許証、障がい者手帳など）

顔写真なしは2点（健康保険証又は資格確認書、後期高齢者医療資格確認書、介護保険証、年金手帳、年金証書など）

- ・パスポート用の写真

- ・お持ちの方は以前取得されたパスポート

【無料交付期間】

【期間】 令和8年8月7日まで

【場所】 住民生活課（甲佐町大字豊内 719-4）

【時間】 午前9時00分～午後4時30分

## 5 被災者生活再建支援金

担当：福祉課 234-1114

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するため支援金が支給されます。

### 5-1 対象者

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

### 5-2 支給額

（表示は世帯の構成員が複数の場合。1人世帯の場合は表示額の3/4の額）

| 住宅の被害程度                             | 基礎支援金  | 加算支援金        |        | 計      |
|-------------------------------------|--------|--------------|--------|--------|
|                                     |        | (住宅の再建方法)    |        |        |
| ①全壊<br>(損害割合 50%以上)<br>②解体<br>③長期避難 | 100 万円 | 建設・購入        | 200 万円 | 300 万円 |
|                                     |        | 補修           | 100 万円 | 200 万円 |
|                                     |        | 賃借 (公営住宅を除く) | 50 万円  | 150 万円 |
| ④大規模半壊<br>(損害割合 40%台)               | 50 万円  | 建設・購入        | 200 万円 | 250 万円 |
|                                     |        | 補修           | 100 万円 | 150 万円 |
|                                     |        | 賃借 (公営住宅を除く) | 50 万円  | 100 万円 |
| ⑤中規模半壊<br>(損害割合 30%台)               | —      | 建設・購入        | 100 万円 | 100 万円 |
|                                     |        | 補修           | 50 万円  | 50 万円  |
|                                     |        | 賃借 (公営住宅を除く) | 25 万円  | 25 万円  |

### 5-3 持参していただくもの

- ① り災証明書 ② 被災時世帯主のマイナンバーカード ③ 預金通帳

※場合により追加で資料が必要になる場合があります

### 5-4 申請期間・受付場所・時間

【申請】令和7年9月12日から ※土日祝日を除く

【場所】甲佐町役場 福祉課（甲佐町大字豊内 719-4）

【時間】（午前）午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分

（午後）午後 1 時 30 分～午後 5 時 00 分

【申請期間】基礎支援金：災害のあった日から 13 か月の間

加算支援金：災害のあった日から 37 か月の間

次のページから、令和7年8月22日に発行しました  
「**広報こうさ号外（第1報）**」に掲載された支援内容  
について、一部変更して引き続き実施するものをお  
知らせします。

## 6 災害ごみ

**変更**

**災害ごみ(仮置き場)の受入れ  
を延長し開設日を追加します。**

担当：環境衛生課 234-1169

★9月17日(水)、20日(土)、23日(火)、27日(土)に、追加開設します。

今回の豪雨災害により使用できなくなった家財等を仮置き場に持ち込めます。

### 6-1 受入場所(仮置き場)

旧白旗グラウンド (甲佐町大字早川2 1 0 0 番地2)

### 6-2 追加開設日及び 開設時間

追加開設日：9月17日(水)、20日(土)、23日(火)、27日(土)

開設時間：午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

### 6-3 受入れるごみ

- ① 燃えるごみ    ② ガラス類    ③ 金属類    ④ 木くず  
⑤ 粗大ごみ    ⑥ 家電    ⑦ タタミ  
⑧ 土のう(土のう袋に入れられた流入土砂)

※ 災害により土のう袋が必要な方には、建設課窓口で配布します。

### 6-4 留意事項

- ・ 上記の品目ごとに分別してください。車に積込む時から分別しておくことで、仮置き場で荷下ろしする時間を大幅に短縮することができます。
- ・ 持ち込んだごみは各自で下ろしていただきます。
- ・ 冷蔵庫は中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・ ブルーシート等で輸送中にごみが飛散しないようにしてください。
- ・ 甲佐町以外からの受け入れを防止するため、集積所で免許証等を提示してください。

#### <持ち込みできないごみ>

- 普段の生活で排出された「可燃ごみ」・「資源ごみ」(空缶、びん、ペットボトル(通常のごみ収集日にごみステーション・リサイクルステーションへ出してください。))
- 甲佐町以外で発生したごみ
- 産業廃棄物(事業活動によって排出される廃棄物)

## 7 浸水した家屋の感染症対策（消毒液の配布）（再掲）

担当：環境衛生課 234-1169

担当：健康推進課 235-8711

**家庭で消毒したけど、においや感染症等が気になる方に対して、消毒の噴霧など、個別支援を行います。**

### ★家屋の消毒にご心配な方に消毒事業者による消毒支援等を追加しました。

- ・家屋の清掃後において、消毒にご心配の方は町環境衛生課にご連絡ください。別途、消毒液の追加配布または消毒等の実施を予定しております。
- ・消毒等については「町シルバー人材センター」「熊本県ペストコントロール協会」「その他県内消毒事業者」に委託して、消毒支援を行います。

今回の豪雨災害により住家が浸水した場合に使用する消毒液の配布を行っています。

### 7-1 対象者

住家が浸水した世帯で、消毒液を入手されたい方

### 7-2 配布品、配布場所 及び 配布時間

| 消毒品名                              | 配布場所                                                              | 配布時間                        |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ・次亜塩素酸ナトリウム                       | 甲佐町水道管理センター<br>（環境衛生課）<br>甲佐町大字有安 701<br>甲佐町町民センター<br>甲佐町大字糸田 9-1 | 午前 9 時～午後 5 時<br>（土日、祝日を除く） |
| ・アルコール（70%以上）<br>除菌剤 または<br>逆性石けん | 甲佐町総合保健福祉センター<br>（健康推進課）<br>甲佐町大字豊内 619                           | 午前 9 時～午後 5 時<br>（土日、祝日を除く） |

### 7-3 感染症対策

- ・浸水した家屋は、まず初めに清掃と乾燥させることが重要です。また、家屋の清掃により、感染症を発症する恐れもあるため、ご注意ください。
- ・清掃時の注意事項
  - ・ドアと窓をあけて、しっかり換気
  - ・汚泥は取り除き、しっかり乾燥
  - ・清掃中のケガ予防に手袋を着用
  - ・ほこりを吸わないようにマスクを着用
  - ・清掃が終わったらしっかり手洗い

## 8 り災証明書の申請（再掲）

**変更**

**申請はお済みですか？  
「税務課」にお越してください**

担当：税務課 234-1112

**★受付を「生涯学習センターギャラリーモール」から「税務課」に変更します。**

「り災証明書」は、今回の豪雨により居住する家屋等に被害(全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊)を受けたことを、町が証明するものです。

この「り災証明書」は、水道料金の減免や住宅の応急修理など、各種被災者支援策を受ける際に必要となります。

### 8-1 対象者

① 甲佐町の家屋等に居住する世帯者(賃貸者含む)

※木造家屋、軽量鉄骨造家屋が対象です。

軽量鉄骨造以外の非木造については準備次第お知らせします。

### 8-2 持参していただくもの

- ・ 本人（世帯主、世帯員もしくは所有者）が確認できる免許証等
- ・ 被災状況の写真
- ・ 委任状（本人以外）：別紙

※調査完了後、証明書を郵送します。

※被害の程度が少なく、被害認定調査を希望しない場合で、一部損壊のり災証明書を希望される場合は、被害状況の写真の提出をお願いします。

確認のうえ、一部損壊のり災証明書を郵送します。

### 8-3 受付場所・時間

【場所】甲佐町役場 税務課（甲佐町大字豊内 719-4）※土日祝日を除く

【時間】（午前）午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分

（午後）午後 1 時 30 分～午後 5 時 00 分

## 9 住宅応急修理（再掲）

担当：建設課 234-1183

申請はお済みですか？  
「建設課」にご相談ください

★受付を「生涯学習センターギャラリーモール」から「建設課」に変更します。

災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、町が応急的な修理を行い（町が業者に依頼し、修理費用を町が直接業者に支払う）、元の住家に引き続き住むことができるようにするものです。

### 9－1 対象者（以下の全ての要件を満たす方（世帯））

- ① 「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」の住家被害を受けた世帯又は、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。
- ② そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態。
- ③ 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

### 9－2 対象となる修理

住宅の床、壁の修理（畳、壁紙のみは対象にならない）、浄化槽、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所。 ※内装に関するもの、家電製品は原則として対象となりません。

### 9－3 上限額

住宅の応急修理のため支援される費用は以下の通りです。

- |                                 |                    |
|---------------------------------|--------------------|
| （１）全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯 | 739,000 円以内（消費税込み） |
| （２）準半壊の被害を受けた世帯                 | 358,000 円以内（消費税込み） |

※同じ住宅に２以上の世帯が同居している場合は、１世帯当たりの額以内になります。

### 9－4 持参していただくもの

- ①修理申込書 ②り災証明書 ③修理見積書 ④施工前の被災状況がわかる写真

※修理業者に代金を支払ってしまうとこの制度は利用できません。事前に下記の窓口にご相談ください。

### 9－5 受付場所・時間

【場所】甲佐町役場 建設課（甲佐町大字豊内 719-4）※土日祝日を除く

【時間】（午前）午前 9 時 00 分～午前 11 時 30 分

（午後）午後 1 時 30 分～午後 5 時 00 分

## 10 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）（再掲）

担当：福祉課 234-1114

**お住まいに困っていませんか？  
「福祉課」にご相談ください。**

**★受付を「生涯学習センターギャラリーモール」から「福祉課」に変更します。**

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、応急仮設住宅として民間賃貸住宅（アパート等）を借り上げて提供し、一時的な居住の安定を図るものです。

### 10-1 対象者（以下の1～3の要件を全て満たす方（世帯））

- 1 災害発生の日時点において、甲佐町に居住する方
- 2 今回の災害により、次の要件のいずれかを満たす方
  - ① 住家が「全壊」又は「流失」し、居住する住宅がない方
  - ② 住家が「半壊以上」であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
  - ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと町長が認める方
  - ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、「半壊以上」であって、修理期間が1か月を超えると見込まれる方
- 3 他に居住できる住宅がなく、自らの資力では、住宅を確保することができない方（持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと。）

### 10-2 入居期間

最長2年

※元の住宅が借家又は公営住宅に入居していた方は入居から1年、応急修理制度を利用する場合は応急修理を申し込んだ日から原則6か月以内となります。

### 10-3 入居物件

入居を希望する方が、不動産事業者（仲介業者）に連絡し、貸主から賃貸型応急住宅とすることに合意を得た上で、入居希望物件を選定してください。

#### 10-4 家賃条件（上限）

- |             |         |          |         |
|-------------|---------|----------|---------|
| ・1人（単身）の世帯  | 5.5万円以内 | ・2人の世帯   | 6.5万円以内 |
| ・3人～4人以下の世帯 | 8.5万円以内 | ・5人以上の世帯 | 13万円以内  |

#### 10-5 申込手続き

相談窓口（役場災害関係総合窓口）または、町福祉課で関係書類（申込書等）を受け取ってください。

#### 10-6 受付場所・時間

【受付】令和7年8月25日（月）から ※土日祝日を除く。

【場所】甲佐町役場 福祉課

（甲佐町大字豊内 719-4）

【時間】（午前）午前9時00分～午前11時30分

（午後）午後1時30分～午後5時00分

詳細はQRコード  
でもご確認いた  
だけます→



担当：福祉課 234-1114

**不安や心配事は 1 人で  
悩まずにご相談ください**

## ★災害に便乗した悪徳業者の事例を追加しました。

悪徳業者による事例（こんなときは注意してください！）

### 【家屋等の修理に関すること】

- ・見知らぬ業者が家を訪問し、「後日行政から補助金が出るため、自己負担なしで修理できる」「保険金が使える」などと勧誘された。
- ・「早く修理を行わないと大変なことになる」と不安をあおられた

### 【義援金、寄付金に関すること】

- ・ボランティアを名乗る人から募金を集める不審な電話があった。
- ・市役所の者だと名乗る人が自宅に訪問し義援金を求められた。

### 【その他】

- ・「無料」「ボランティア」といって家の片づけなどを行い、後から高額な代金を請求する。

次のような相談窓口があります。1 人で悩まずにまずはご相談ください。

## 1 1 - 1 法律・人権・行政相談の開催日・会場

行政相談を実施しています。

開催日時 月に 1 回（原則として第 1 月曜日）、午前 9 時から正午まで

相談会場 甲佐町町民センター（甲佐町大字糸田 9 番地 1）

## 1 1 - 2 心配ごと相談

町では、町民の生活における不安や心配ごとの解消・解決を目的として、心配ごと相談を実施しています。

開催日時 月に 1 回（原則として第 3 月曜日）、午前 9 時から正午まで

相談会場 甲佐町町民センター（甲佐町大字糸田 9 番地 1）

## 1 1 - 3 消費生活相談

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。また、賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関する相談を受け付けています。

甲佐町での開催は毎週木曜日ですが、郡内の 4 町の会場でも相談できます。

開催日時 月曜日から金曜日まで（祝日および年末年始を除く）

午前 9 時から午後 4 時まで（正午～午後 1 時を除く）

・相談会場

| 月曜日                                         | 火曜日                                      | 水曜日                             | 木曜日                                | 金曜日                             |
|---------------------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| 益城町役場                                       | 御船町会場                                    | 嘉島町会場                           | 甲佐町会場                              | 山都町会場                           |
| 益城町役場<br>2階相談室 E<br>消費生活相談室<br>096-286-3210 | 御船町役場<br>分庁舎 2 階<br>小会議室<br>096-282-1226 | 嘉島町役場<br>庁舎内相談室<br>096-237-1112 | 老人いこいの家<br>ボランティア室<br>096-234-3223 | 山都町役場<br>1 階相談室<br>0967-72-1229 |

## 11-4 こころの健康相談

災害後には、様々な心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

こころの健康に関するご相談は、電話や SNS にて受け付けております。

| 機関名                              | 連絡先                                                                                                                                                                          | 受付時間                                              |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| こころの健康相談電話<br>(熊本県精神保健福祉センター)    | 096-386-1166                                                                                                                                                                 | 月～金曜日<br>(祝日、年末年始を除く)<br>午前 9 時～午後 4 時            |
| よりそいホットライン                       | 0120-279-338                                                                                                                                                                 | 年中無休、24 時間                                        |
| 熊本いのちの電話<br>(社会福祉法人<br>熊本いのちの電話) | 096-353-4343                                                                                                                                                                 | 年中無休、24 時間                                        |
| いのちの電話<br>(一般社団法人<br>日本いのちの電話連盟) | 0570-783-556                                                                                                                                                                 | 毎日<br>午前 10 時～午後 10 時                             |
|                                  | 0120-783-556                                                                                                                                                                 | 毎日<br>午後 4 時～午後 9 時<br>毎月 10 日<br>午前 8 時～翌日午前 8 時 |
| こころの悩み相談@熊本県                     | (LINE) @079iwxlt                                                                                                                                                             | 月・水・金<br>午後 6 時～午後 10 時                           |
| こころのホットチャット                      | (LINE)(Twitter)(Facebook)<br>@kokorohotshat<br><br>(チャット)<br><a href="https://www.npo-tms.or.jp/public/kokoro_hotchat/">https://www.npo-tms.or.jp/public/kokoro_hotchat/</a> | 毎日<br>午後 0 時～午後 4 時<br>午後 5 時～午後 7 時              |

担当：一般社団法人 日本カーシェアリング協会 050-5799-4740

「くるま、無料でお貸しします」

お車が使えずに困って  
いませんか？

★貸出期間が次のとおり変更されました。

- ・長期【軽乗用車、普通車】・・・最長 14 日間
  - ・短期【軽トラック・軽バン・軽乗用車】・・・・・・最長 3 日間
- ※車両返却後に再申込いただけます（期間中何度でも利用可）

一般社団法人日本カーシェアリング協会では令和 7 年 8 月 10 日からの大雨で被災された方等を対象に、日常生活や片付けなどで車両が必要な方へ無料で車両の貸出を行います。貸出を希望される場合は、以下の予約申込先へ事前に予約申込をお願いします（事前の予約申込がない場合、貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません）。※申込をしていただいてから申込順での貸出調整となります。申込時点では貸出日をお伝えできないことをご了承ください。

### 12-1 対象者

令和 7 年 8 月 10 日からの大雨で被災された方・支援活動を行う団体

※被災地の事業を請け負う企業、医師から運転を止められている方、支援団体に所属していない個人のボランティアの方は対象外となります。

※支援活動を行う団体も申込可能ですが、被災者への対応が優先となります。

### 12-2 貸出条件

- (1) 運転免許証の提示(運転する方全員分必要です。申込者以外はコピー・写真可。)
- (2) 携帯電話の所有(お持ちでない場合は、「申込先」へご相談ください。)
- (3) 被災の証明(被災状況のわかる写真等)

※被災を証明できるものがない場合は、「申込先」へご相談ください。

※被災した法人・団体も申込可能です

※75 歳以上の方はご家族の同意が必要です。

※支援活動を行う団体は、活動実態を証明できる広報物などの提出が必要です  
((3)の条件は不要です)。

## 1 2 - 3 貸出期間

令和 7 年 12 月 25 日まで

(期間中何度でも利用可。車両返却後に再申込いただけます。)

- ・長期【軽乗用車・普通車】・・・最長 14 日間
- ・短期【軽トラック・軽バン・軽乗用車】・・・最長 3 日間

※貸出車の準備ができ次第、貸出を開始します。貸出日は個別に連絡があります。

## 1 2 - 4 貸出場所

熊本市西区役所(旧館) (熊本市西区小島 2 丁目 7-1)

※貸出場所に直接お越しいただいても貸出できません。事前に予約申込が必要です。

## 1 2 - 5 利用料金

無料

## 1 2 - 6 申込先

一般社団法人日本カーシェアリング協会

電話番号 050-5799-4740(午前 10 時から午後 4 時 ※水曜休み)

ウェブ予約 検索「災害サポートレンタカー」

※熊本市西区役所ではご相談等お受け付けしておりませんので、誤ってお電話なさいませんようよろしくお願いいたします。

### ご自宅の片付けにお困りではありませんか？

申込先：甲佐町社会福祉協議会 234-1192

★災害ボランティアができる方の募集案内を最後に追加しました。

今回の豪雨災害により被害を受けた家屋内外の片付けなどをお手伝いします。

#### 1 3 - 1 対象者（以下の要件のいずれも満たす方）

- ・ 甲佐町内で災害により住居等に被害を受けた方
- ・ 主に自力での片付けが困難な世帯（高齢者のみの世帯や障がい者のいる世帯 等）

#### 1 3 - 2 主な支援内容

- ・ 家屋内の片付け、清掃、家具の移動、搬出
- ・ 家屋内外に流入した土砂の撤去
- ・ 災害ごみ仮置き場への搬送 など

#### 1 3 - 3 ボランティアの依頼方法

甲佐町災害ボランティアセンターに、電話か来所にてお申し込みください。

#### 1 3 - 4 受付時間

平日 午前8時30分から午後4時30分まで

※ただし、9月20日（土）・23日（火）は、受付いたします。

#### 1 3 - 5 ボランティア派遣依頼先

甲佐町災害ボランティアセンター（甲佐町社会福祉協議会内）

住 所：甲佐町大字岩下24番地

電話番号：096-234-1192

#### 1 3 - 6 注意事項

- ・ 専門的な技術を要することや危険を伴う活動などの要望にお応えできない場合があります。ご了承ください。
- ・ 活動日には立ち会いをお願いします。
- ・ 甲佐町災害ボランティアセンターには右の QR コードからアクセス可能です。



#### 1 3 - 7 ボランティア募集

災害により被災された方々の支援を目的として、災害ボランティアの募集を行っています。活動内容は、上記の「主な支援内容」をご覧ください。

受付は、社会福祉協議会内で行っています。また、QR コードからも受付できます。